

北九州市建設リサイクル資材認定評価基準

(目的)

第1条 この基準は、北九州市建設リサイクル資材認定委員会（以下、「委員会」という。）が行う北九州市建設リサイクル資材の認定のための評価基準（以下、「認定基準」という。）を定める。

(認定評価項目)

第2条 次の各号に掲げる認定評価項目について、認定基準を定めるものとする。

- (1) 品質・性能評価
- (2) ライフサイクルアセスメント的評価（以下、「LCA的評価」という。）
- (3) コスト評価
- (4) 事後評価

(品質・性能評価の認定基準)

第3条 品質・性能評価は、次の各号全てを満足すること。

- (1) 特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物を使用していないこと。
- (2) 有害物質の溶出がないこと。
- (3) ア JAS（日本農林規格）、JIS（日本産業規格）に適合すること。
イ JAS、JISの規格がない場合は、それに類する基準に適合すること。
- (4) 品質管理、安全管理が十分なされること。
- (5) 関係する法令を遵守して製造等がなされること。
- (6) 原材料である再生資源の入手の経路及び供給者が明らかであること。

(LCA的評価の認定基準)

第4条 LCA的評価は、建設リサイクル資材の製造から廃棄又は再利用までの各段階について、LCA的評価シート（別紙1-1、別紙1-2）により評価し、各項目の評価点合計が65点以上となること。

- (1) 資源消費量の削減について
 - ア リサイクル原料の使用
 - イ 資材寿命（長寿命化による資源の削減）
 - ウ その他資源の使用（資材の包装・梱包、水使用量）
- (2) 地球温暖化防止への貢献（省エネルギーの配慮、CO₂排出の抑制）について
 - ア 製造時のエネルギー（CO₂排出量）
 - イ 輸送時のエネルギー（輸送距離、重量の削減）
 - ウ 施工時の使用エネルギー
 - エ 解体時の使用エネルギー
- (3) 環境への貢献について
 - ア 製造時等の化学物質の使用

- イ 水の循環利用と環境負荷の削減
- ウ 大気への放出（製造時排ガス等放出量、輸送方法）
- エ 地域への貢献（地元原料等の使用による環境負荷削減、資材使用が環境負荷低減・改善に貢献）

(4) 最終処分時の環境負荷の削減について

- ア 使用後の再リサイクル率
- イ 使用後の処理方法
- ウ リサイクルのタイプ

（コスト評価の認定基準）

第5条 コスト評価は、建設リサイクル資材と従来資材（原材料に再生資源を使用していない建設資材）の単価を比較して割高となる場合、その割高となる額は従来資材単価の20%以下であること。

ただし、比較対象となる従来資材がない場合はこの限りではない。

（事後評価について）

第6条 事後評価は、認定された建設リサイクル資材（以下、「認定資材」という。）が品質又は安全性等の問題が生じた場合に行うものとする。

- 2 事後評価は、施工内容や環境配慮への取組みの変化、認定資材の使用状況、販売実績、販売価格等について、審査及び審議し評価するものとする。
- 3 委員会は、事後評価の結果、認定を取り消す必要があると判断したときは、認定の決定を取り消すものとする。

（その他）

第7条 この認定基準に定めるもののほか、認定基準に関し必要な事項は委員長が定める。

付則

（施行期日）

この基準は、平成24年9月1日から施行する。

（施行期日）

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

（施行期日）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。